

令和8年6月15日

事業者様および建物所有者各位

川崎市環境局 生活環境部廃棄物指導課

低濃度PCB含有電気機器に関する調査へのご協力をお願い

日頃より、本市の環境行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、川崎市では低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、PCBという）廃棄物の適正処理を推進する為、PCB含有電気機器の保管・使用等の実態について、調査対象物を保有している可能性がある事業者様および建物所有者様のうち、前年度の調査で未回答及び調査票が届かなかった事業者様等を対象に、下記の要領にて調査を行うことになりました。お忙しいところ恐縮ではございますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

目的	低濃度PCB含有電気機器の保管、使用等の状況把握
対象物	低濃度PCB含有電気機器（変圧器等・コンデンサー）
調査対象者	対象物を保有している可能性がある事業者様および建物所有者様のうち、前年度の調査で未回答及び調査票が届かなかった事業者様（以下、事業者様という）
関連法令	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、PCB特措法という）
調査主管	川崎市 環境局生活環境部廃棄物指導課
委託先	株式会社東京商工リサーチ 横浜支店
回答期限	令和8年8月末日

※個別の調査データは慎重に取り扱くと共に、調査に関する秘密は厳守し、他の目的には一切利用しません。

【送付物】

- ・協力依頼文書（A4・1枚）（この書面）
- ・調査票（A3・1枚）
- ・リーフレット（A3・1枚）
- ・返信用封筒（長3・1枚）（切手は不要です）
- ・参考資料「調査の手引き」（A3・1枚）

【今回の調査～回答～提出の手順】

1. 環境省のホームページや本文書、調査票でPCB・法令・対象機器等を確認する
2. 参考資料を確認し可能性のある機器を含めてリストアップする（必要に応じて専門家へ依頼）
3. 調査票の「判別方法」を基に、リストアップした機器が低濃度PCB含有電気機器に該当するか判定する
4. 調査票の「調査結果回答」欄の指示に従ってチェックを入れ回答を提出する（提出方法は3通りあります）
5. 参考資料の「調査後の手続き」に従って必要な手続きを行う

※詳細は川崎市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-11-1-2-1-0-0-0-0.html>

（右の二次元コードからも「PCB廃棄物について」にアクセスできます）



※本調査および送付書類等についてご不明な点がございましたら下記へお問合わせください。

お問合せ先・回答送付先 川崎市低濃度PCB廃棄物等 保管状況調査事務局	〒231-0015 横浜市中区尾上町1-6 ICON 関内 2階 株式会社東京商工リサーチ 横浜支店 担当：前田・土屋 TEL 0120-409-230 受付時間：平日8:30～17:15 FAX 0120-851-079 受付時間：全日24時間
-------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------